

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																														
(前 略)	附 則 この規程は、令和元年10月29日から施行し、 令和元年10月1日から適用する。																														
別表第1 (第2条関係) (略)	別表第1 (第2条関係) (同 左)																														
別表第2 (第3条第2項関係)	別表第2 (第3条第2項関係)																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事 項</th> <th style="width: 50%;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号、第27条第5号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第10条(第1号、第2号、第4号、第7号、第11号及び第12号に限る。)に定める事項</td> <td>国際戦略担当の副学長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第27条(第5号を除く。)に定める事項</td> <td>戦略調整・研究・企画・病院担当の理事又は研究倫理・安全推進担当の副学長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	決 裁 者	(略)		分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号、第27条第5号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第10条(第1号、第2号、第4号、第7号、第11号及び第12号に限る。)に定める事項	国際戦略担当の副学長	(略)		分掌規程第27条(第5号を除く。)に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事又は研究倫理・安全推進担当の副学長	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事 項</th> <th style="width: 50%;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号、第27条第5号、第30条(第2号を除く。)及び第31条第3号に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第10条(第1号、第2号、第4号、第7号、第11号及び第12号に限る。)に定める事項</td> <td>国際戦略担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第31条第1号、第2号及び第4号に定める事項</td> <td>公正調査・安全推進担当の副学長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第27条(第5号を除く。)に定める事項</td> <td>戦略調整・研究・企画・病院担当の理事又は公正調査・安全推進担当の副学長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	決 裁 者	(同 左)		分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号、第27条第5号、第30条(第2号を除く。)及び第31条第3号に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第10条(第1号、第2号、第4号、第7号、第11号及び第12号に限る。)に定める事項	国際戦略担当の副学長	分掌規程第31条第1号、第2号及び第4号に定める事項	公正調査・安全推進担当の副学長	(同 左)		分掌規程第27条(第5号を除く。)に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事又は公正調査・安全推進担当の副学長	(同 左)	
事 項	決 裁 者																														
(略)																															
分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号、第27条第5号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																														
分掌規程第10条(第1号、第2号、第4号、第7号、第11号及び第12号に限る。)に定める事項	国際戦略担当の副学長																														
(略)																															
分掌規程第27条(第5号を除く。)に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事又は研究倫理・安全推進担当の副学長																														
(略)																															
事 項	決 裁 者																														
(同 左)																															
分掌規程第3条第1号、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号、第27条第5号、第30条(第2号を除く。)及び第31条第3号に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																														
分掌規程第10条(第1号、第2号、第4号、第7号、第11号及び第12号に限る。)に定める事項	国際戦略担当の副学長																														
分掌規程第31条第1号、第2号及び第4号に定める事項	公正調査・安全推進担当の副学長																														
(同 左)																															
分掌規程第27条(第5号を除く。)に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事又は公正調査・安全推進担当の副学長																														
(同 左)																															
別表第3 (第4条関係) (略)	別表第3 (第4条関係) (同 左)																														